

①国名	United Arab Emirates(AE) (アラブ首長国連邦)				
②名称	(Patents) Ministry of Economy, International Center for Patent Registration (Marks) Ministry of Economy, Trademark Department				
③所在地	(Patents) Sheikh Khalifa Bin Saeed Street, Dubai (Marks) P.O.Box 901, Abu Dhabi				
④連絡先	(Patents) (電話) (971 4) 14 15 81, 14 15 60/ (971 (FAX) (971 2) 626 3634 / (971 4)3581313 (E-mail) icpr@economy.ae (internet) www.economy.ae				
	(Marks) (電話) (9712) 6131 430 (FAX) (971 2) 626 2922 (E-mail) fatima@economy.ae (internet)				
⑤組織の長	Patents		Marks		
	Director: Mr. Khalfan Ahmed Al Suwaidi		Director of Trademark Department: Ms. Fatema Khalaf Al Hosani		
⑥沿革	(1) 1992年連邦法第44号により特許、実用新案及び意匠に関する規定が制定され、1993年1月12日に発効した。 (2) 1992年連邦法第37号により商標に関する規定が制定され、1993年1月12日に発効した。 (3) アラブ首長国連邦は、湾岸協力会議(GCC)の加盟国である。 (4) アラブ首長国連邦における現時点の特許、実用新案、意匠及び商標の各法は、次の通りである。 (i) 特許法(実用新法を含む): 2003年12月31日施行 (2003年法律第23号) (ii) 意匠法: 2002年11月30日施行 (2002年法律第17号) (iii) 商標法: 2003年12月31日施行 (2003年法律第18号)				
⑦所管	特許権、実用新案権、意匠権、商標権				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	2000/3/17	2000/3/17			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		2000/3/17			2005/1/14
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
				2004/1/14	2005/6/9
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
2022/2/17					
マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース	
		2000/3/17			
ストラスブール	ウィーン	WTO			
2022/2/17		1955/1/1			

①国名	United Arab Emirates(AE) (アラブ首長国連邦)					
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	1,796	1,780	1,898	1,908
		(内 外国出願)	1,733	1,723	1,843	1,869
		(内 日本から)	90	87	81	92
		(内 PCTルート)	1,681	1,663	1,795	1,803
	実用新案	全数	17	11	8	9
		(内 外国出願)	17	10	8	5
	意匠	全数	857	692	923	686
		(内 外国出願)	747	638	857	634
		(内 日本から)	124	44	52	34
	商標	全数	19,042	18,450	18,686	18,620
		(内 外国出願)	12,967	13,739	13,179	12,205
		(内 日本から)	938	694	851	652
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	377	452	1,278	506
		(内 外国出願)	377	452	1,274	503
		(内 日本から)	31	23	92	34
		(内 PCTルート)	356	431	1,200	475
	実用新案	全数	1	1	3	2
		(内 外国出願)	1	1	3	2
	意匠	全数	5	2,428	685	1,210
(内 外国出願)		5	2,304	653	1,145	
(内 日本から)			236	122	80	
商標	全数	26,149	22,422	21,543	16,781	
	(内 外国出願)	21,548	17,678	16,889	11,840	
	(内 日本から)	1,298	1,221	1,103	587	
出典：WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図>

—

①国名	United Arab Emirates(AE) (アラブ首長国連邦)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2003年12月31日改正施行(2003年法律第23号を改正する2006年法律第31号)
	③地理的効力の範囲	アラブ首長国連邦内のみ (特許意匠法第30条(1))
	④他国制度との関係	湾岸協力会議(GCC)の加盟国である。
	⑤出願人資格	発明者又は承継人(自然人、法人) (特許意匠法第7条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。アラブ首長国連邦(UAE)に居所又は拠点を有しない出願人は、代理人としてUAEにおける公認の特許弁護士を選任しなければならない。
	⑦出願言語	英語、アラビア語。 (特許意匠規則第6条9(3))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (特許意匠法第14条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許意匠法第4条)
	⑩グレースピリオド	無。
	⑪非特許対象	次の事項が規定されている。 (1)科学並びに数学の原理、発見及び方法。 (2)ビジネス若しくは精神的な活動又はゲームをするための指針、ルール、方法。 (3)植物品種、動物種又は植物若しくは動物を生産する生物学的方法。ただし、微生物学的方法及びその生産物は除く。 (4)診断、治療及び外科的手術による人や動物の治療方法。 (5)公序良俗に反する発明 (特許意匠法第6条(1))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。方式要件を満たしている出願はについて、実体審査が行われる。この場合、実体審査は、WIPOの後援に基づき、オーストリアの調査当局によって行なわれる。その後、UAE当局によって異議申立のために公告され、異議申立があった場合には当該異議申立について審理される。 (特許意匠法第12条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は登録付与後に公報により公告(公開)される。 (特許意匠法第13条)
	⑯異議申立制度の有無	有。出願公告の日から60日以内に異議申立を行うことができる。 (特許意匠法第13条)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人は、特許の無効を裁判所に提訴することができる。 (特許意匠法第34条)
	⑱実施義務	有。3年。特許の登録日から3年以上の不実施に対しては、利害関係人は強制実施権の設定を請求することができる。 (特許意匠法第24条(1))

①国名	United Arab Emirates(AE) (アラブ首長国連邦)	
⑱費用 単位 AED (アラブ首長国 ・ディルハム)	[出願から登録までに掛かる費用] (注)表示料金は、何れも個人/企業を表わす。	
	出願料	400 AED(個人) / 800 AED(企業)
	実体審査料	200 AED(個人) / 400 AED(企業)
	印刷発行料	700 AED(個人) / 700 AED(企業)
		[特許権維持に掛かる費用]
		(年金)
	第2年次	400 AED(個人) / 800 AED(企業)
	第3年次	420 AED(個人) / 840 AED(企業)
	第4年次	1,000 AED(個人) / 880 AED(企業)
	第5年次	1,250 AED(個人) / 920 AED(企業)
	第6年次	1,500 AED(個人) / 960 AED(企業)
	第7年次	1,750 AED(個人) / 1,000 AED(企業)
	第8年次	2,000 AED(個人) / 1,040 AED(企業)
	第9年次	2,250 AED(個人) / 1,080 AED(企業)
	第10年次	2,500 AED(個人) / 1,120 AED(企業)
	第11年次	2,750 AED(個人) / 1,160 AED(企業)
	第12年次	3,000 AED(個人) / 1,200 AED(企業)
	第13年次	3,250 AED(個人) / 1,240 AED(企業)
	第14年次	3,500 AED(個人) / 1,280 AED(企業)
第15年次	3,750 AED(個人) / 1,320 AED(企業)	
第16年次	4,000 AED(個人) / 1,360 AED(企業)	
第17年次	4,250 AED(個人) / 1,200 AED(企業)	
第18年次	4,500 AED(個人) / 1,240 AED(企業)	
第19年次	4,750 AED(個人) / 1,280 AED(企業)	
第20年次	5,000 AED(個人) / 1,320 AED(企業)	
⑳料金減免措置の有無	個人の出願料等の手数料は、企業の場合の50%に減額されている。	
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。	

①国名	United Arab Emirates(AE) (アラブ首長国連邦)	
②最新実新案法の施行年月日 「実用新案証書」	2003年12月31日改正施行(2003年法律第23号を改正する2006年法律第31号)	(注)実用新案については特許意匠法の中に「実用新案証書」として規定されている。
③地理的効力の範囲	アラブ首長国連邦内のみ (特許意匠法第30条(1))	
④他国制度との関係	湾岸協力会議(GCC)の加盟国である。	
⑤出願人資格	考案者又は承継人(自然人、法人) (特許意匠法第7条)	
⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。アラブ首長国連邦に居所又は拠点を有しない出願人は、代理人としてアラブ首長国連邦における公認の特許弁護士を選任しなければならない。	
⑦出願言語	英語、アラビア語。 (特許意匠規則第6条9(3))	
⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から10年。 (特許意匠法第14条)	
⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許意匠法第4条)	
⑩グレースピリオド*	無。	
⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 (1)科学並びに数学の原理、発見及び方法。 (2)ビジネス若しくは精神的な活動又はゲームをするための指針、ルール、方法。 (3)植物品種、動物種又は植物若しくは動物を生産する生物学的方法。ただし、微生物学的方法及びその生産物は除く。 (4)診断、治療及び外科的手術による人や動物の治療方法。 (5)公序良俗に反する発明 (特許意匠法第6条(1))	
⑫実体審査の有無及び審査事項	有。方式要件を満たしている出願はについて、実体審査が行われる。この場合、実体審査は、WIPOの後援の基にオーストリアの調査当局による行なわれる。 (特許意匠法第12条)	
⑬審査請求制度の有無	無。	
⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。	
⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は登録付与後に公報により公告(公開)される。 (特許意匠法第13条)	
⑯異議申立制度の有無	有。出願公告の日から60日以内に異議申立を行うことができる。 (特許意匠法第13条)	
⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人は、実用新案の無効を裁判所に提訴することができる。 (特許意匠法第34条)	
⑱実施義務	有。3年。実用新案の登録日から3年以上の不実施に対しては、利害関係人は強制実施権の設定を請求することができる。 (特許意匠法第24条(1))	

①国名	United Arab Emirates(AE) (アラブ首長国連邦)	
⑱費用 単位 AED (アラブ首長国 ・ディルハム)	[出願から登録までに掛かる費用]	(注)表示料金は、何れも個人/企業を表わす。
		出願料 400 AED(個人) / 800 AED(企業)
		実体審査料 7,000 AED(個人) / 7,000 AED(企業)
	印刷発行料 200 AED(個人) / 400 AED(企業)	
	[特許権維持に掛かる費用]	(年金)
	第2年次 400 AED(個人) / 800 AED(企業)	第3年次 420 AED(個人) / 840 AED(企業)
	第4年次 440 AED(個人) / 880 AED(企業)	第5年次 460 AED(個人) / 920 AED(企業)
	第6年次 480 AED(個人) / 960 AED(企業)	第7年次 500 AED(個人) / 1,000 AED(企業)
	第8年次 520 AED(個人) / 1,040 AED(企業)	第9年次 540 AED(個人) / 1,080 AED(企業)
	第10年次 560 AED(個人) / 1,120 AED(企業)	⑳料金減免措置の有無
	⑳料金減免措置の有無	個人の出願料等の手数料は、企業の場合の50%に減額されている。
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	

①国名	United Arab Emirates(AE) (アラブ首長国連邦)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2003年12月31日改正施行(2003年法律第23号を改正する2006年法律第31号) (注)意匠については特許意匠法の中に規定されている。
	③地理的効力の範囲	アラブ首長国連邦内のみ (特許意匠法第53条、第30条(1))
	④他国制度との関係	湾岸協力会議(GCC)の加盟国である。
	⑤出願人資格	創作者及び承継人 (特許意匠法第53条、第7条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。アラブ首長国連邦に居所又は拠点を有しない出願人は、代理人としてアラブ首長国連邦における公認の特許弁護士を選任しなければならない。
	⑦出願言語	アラビア語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から10年。 (特許意匠法第49条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許意匠法第47条)
	⑩グレースピリオド*	
	⑪不登録対象	次の事項が定められている。 (1) 工業又は手工業製品として使用できない意匠又はひな形 (2) 公序良俗に反する意匠又はひな形 (特許意匠法第47条)
	⑫実体審査の有無	無。出願は形式のみ審査され、方式要件を満たしていると公告(公開)される。 (特許意匠法第44条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類を使用していない。
	⑲出願公開制度の有無	無。公開制度はないが、出願は方式要件を満たしていると、異議申立のために公告(公開)される。 (特許意匠法第48条)
	⑳秘密意匠制度の有無	無
	㉑異議申立制度の有無	有。利害関係人は、公告(公開)の日から60日以内に異議申立を行うことができる。 (特許意匠法第48条)
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。 (特許意匠法第34条、第53条)
	㉓登録表示義務	無。

①国名	United Arab Emirates(AE) (アラブ首長国連邦)	
②④費用 単位 AED (アラブ首長国 ・ディルハム)	[出願から登録までに掛かる費用]	(注)表示料金は、何れも個人/企業を表わす。
		出願料 400 AED(個人) / 800 AED(企業)
		実体審査料 7,000 AED(個人) / 7,000 AED(企業)
		印刷発行料 200 AED(個人) / 400 AED(企業)
	[意匠権の維持に掛かる費用]	第2年次 400 AED(個人) / 800 AED(企業)
		第3年次 420 AED(個人) / 840 AED(企業)
		第4年次 440 AED(個人) / 880 AED(企業)
		第5年次 460 AED(個人) / 920 AED(企業)
		第6年次 480 AED(個人) / 960 AED(企業)
		第7年次 500 AED(個人) / 1,000 AED(企業)
		第8年次 520 AED(個人) / 1,040 AED(企業)
		第9年次 540 AED(個人) / 1,080 AED(企業)
		第10年次 560 AED(個人) / 1,120 AED(企業)
②⑤料金減免措置 の有無	個人の出願料等の手数料は、企業の場合の50%に減額されている。	

①国名	United Arab Emirates(AE) (アラブ首長国連邦)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2002年10月31日改正施行(2002年法律第8号(商標法))
	③地理的効力の範囲	アラブ首長国連邦内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、サービスマーク、証明商標、原産地表示 (商標法第2条、第7条、第35条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、色彩商標、音響商標 (商標法第2条)
	⑦出願人資格	自然人、法人 (商標法第6条)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第10条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。アラブ首長国連邦(UAE)に非居住の出願人は、UAEにおける公認の代理人(商標代理人、弁護士)を選任しなければならない。
	⑪出願言語	アラビア語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	商標が登録されたとき、登録の効果は出願日に遡って生じ、出願日から10年ごとに更新できる。 (商標法第19条、第16条)
	⑬「グレースピリット」	無。
	⑭不登録対象	(1)性質や特性において識別性がない標章 (2)倫理又は公の秩序に反する標章 (3)政府の記章、旗、あるいはUAE又はアラブの組織や国際組織、又はその機関、又は外国に係わる他のシンボル、並びにそのような記章、旗、又はシンボルの模倣品。但し、当事者から明示的な許可を得た場合は除く。 (4)赤新月又は赤十字のシンボル、並びにこれらの模倣品である標章 (5)純粋に宗教的な性質のシンボルと同一、又は類似の標章 (6)その使用が商品、製品、又は役務の出所/原産地に関して混同をもたらす可能性のある地理的名称 (7)第3者の名前、姓、写真、又は紋章。但し、事前に当該第3者又はその相続人から同意を得た場合は除く。 (8)登録の出願者が、自ら合法的な権利を有することを証明することのできない栄誉に係わる照合を含む標章 (9)製品又は役務の出所/原産地に関して、公衆を誤らせ、又は虚偽の情報を含む標章、並びに架空の、模倣された、又は偽造された称号を含む標章 (10)取引相手として取引をすることが違法とされる自然人、又は法人が所有する標章 (11)特定の分類の製品や役務について登録されれば、当該標章によって識別される他の製品又は役務の価値を減じるような標章 (12)「特許(Patent)」、「特許許可(Patented)」、「登録(Registered)」、「登録意匠(Registered Design)」、「著作権(Copyright)」、又は「模倣とは偽造である(Imitation is forgery)」、又は類似の文言や表現を含む標章 (13)国又は外国の勲章、コイン及び紙幣 (14)登録されれば、当該標章によって識別される製品と類似製品の素性について消費者に混同をもたらす場合、周知の標章又は登録済みの他の標章の言い換えとなるような標章 (商標法第3条)

①国名	United Arab Emirates(AE) (アラブ首長国連邦)	
⑮防護標章制度の有無	無。	
⑯周知商標制度の有無	無。周知商標の登録制度はないが、周知商標は本来の所有者によって登録が請求された場合には登録が認められる。(商標法第4条)	
⑰一出願多区分制度の有無	無。複数の標章については、それが使用される製品又は役務が1つの区分に属するものである限り、1つの願書で出願することができる。(商標法第9条)	
⑱実体審査の有無及び審査事項	有。審査は、先ず方式要件を満たしているか否かについて行なわれ、これを満たしている出願については、当該出願の標章と、これに類似する先願の標章及び先登録の商標の比較調査が行われる。(商標法第10条)	
⑲審査請求制度の有無	無。	
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。	
㉑出願公開制度の有無	無。公開制度はないが、商標の出願が承認された時は、UAE当局における商標の登録に先立って、出願人の費用負担によって公報、及びアラビア語の日刊紙2紙によって商標の公告が行われる。(商標法第14条)	
㉒異議申立制度の有無	有。利害関係人は、最後の公告の日から30日以内に異議申立を行うことができる。(商標法第14条)	
㉓無効審判制度の有無	無。利害関係人又は登録官は、商標が不法に登録されている場合は、商標の取消を請求することができる。(商標法第21条)	
㉔不使用取消制度の有無	有。5年。商標の登録から5年以上にわたって商標が不使用のときは、商標は不使用取消の対象となる。(商標法第22条)	
㉕商標分類	国際分類(ニース分類、第10版)を採用している(ニース協定には未加盟)。ただし、UAEにおいては第32類の一部の商品と第33類の商品については登録できない。(商標法第29条(b))	
㉖図形要素の分類	無。	
㉗譲渡要件	無。商標権は、営業とは関係なく譲渡することができる。(商標法第10条)	
㉘費用 単位 AED (アラブ首長国 ・ディルハム)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>出願料 500 AED</p> <p>登録料 1,000 AED</p> <p>印刷発行料 500 AED</p> <p>[商標権の維持に掛かる費用]</p> <p>存続期間更新料 1,000 AED</p>	
㉙料金減免措置の有無	無。	